

草津市教育委員会会議録

平成25年5月定例会

(5月28日開催)

草津市教育委員会

出席委員	委員長	小西 明
	委員	村山 美智子
	委員	麻植 美弥子
	教育長	三木 逸郎

議事参与	教育部長	加藤 幹彦
	教育部副部長（総括）	小寺 繁隆
	教育施設整備室長	吉川 寛
	教育部副部長（学校給食担当）	梅原 正雄
	教育部副部長（街道交流担当）	八杉 淳
	教育部副部長（学校教育担当）	清水 康行
	教育総務課長	山本 美佐子
	生涯学習課長	堀田 智恵子
	スポーツ保健課長	高岡 良秀
	文化財保護課長	谷口 智樹
	図書館長	今井 知春
	学校教育課長	糠塚 一彦
	まちづくり協働課長	木村 博
	幼児課長	田中 祥温

事務局	教育総務課副参事	松浦 正樹
-----	----------	-------

開会 午後 2時30分

小西委員長 それでは、ただいまから草津市教育委員会5月定例会を開会いたします。

—————日程第1—————

小西委員長 日程第1、「会期の決定について」であります。本日1日限りといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

各委員 — 異議なし —

小西委員長 異議がないようですので、5月定例会は、本日1日限りといたします。

—————日程第2—————

小西委員長 次に、日程第2、「4月定例会会議録の承認について」であります。あらかじめ事務局から配付され、熟読されていると思いますが、御異議ございませんか。

各委員 — 異議なし —

小西委員長 4月定例会会議録は承認されましたので、馬場委員と村山委員に後ほど署名をお願いします。

—————日程第3—————

小西委員長 次に、日程第3、「5月定例会会議録署名委員の指名について」であります。教育委員会会議規則第20条第2項の規定により、私から指名いたします。村山委員と麻植委員をお願いします。

—————日程第4—————

小西委員長

次に、日程第4、「教育長報告」をお願いします。

教育長

皆様、こんにちは。

まず、まず初めに喜ばしい報告をさせていただきます。

滋賀県や中日新聞などが主催する学校花壇の出来栄を競う「フラワー・ブラボー・コンクール」で、笠縫東小学校が国土交通大臣賞を受賞しました。

次に、委員の皆様には5月16日に野洲文化ホールで開催された平成25年度の「滋賀県都市教育委員会連絡協議会」の定期総会に御出席いただきありがとうございました。去年は草津が当番市となり立命館大学BKCKキャンパスでスポーツと健康についての講演ならびに最先端の研究施設を見学しました。

早いものであれから1年が経ちました。会場名の「エポック立命21」ではないですが、あの日を起点に草津の教育行政は新たな時代に入りました。

また昨年まで草津市立教育研究所でスキルアップアドバイザーを勤められた川端敏男先生が、野洲市教育長として私たちを迎えていただいたことに、時の移り変わりを感じました。

当日は、総会行事に続き、2005年度の高校サッカー選手権で全国優勝に輝いた、滋賀県立野洲高校サッカー部の山本佳司監督による「PlayersFirst（選手のため）」と題した講演がありました。山本監督は、「指導者が変われば組織は変わる」「一人一人の個性を伸ばす」「技術に特化した戦術」「ポジティブシンキング」「選手が第一」など全国制覇を果たした指導理念は、マネジメントの基本であると思いました。

委員の皆様のご感想をお聞かせいただければと思います。

次に、4月26、27日、「次代を担う子どもたちの育成と教育の果たす役割～夢に向かって学び続ける子どもたちの姿を求めて～」をテーマに、近畿107都市の教育長が集う「近畿都市教育長協議会」の定期総会がJR草津駅前のホテルポストプラザで開催されました。

総会行事と文部科学省の行政説明に続き、「心に届く伝える力～日本の話芸に学ぶ」を演題に甲賀市出身の落語家 桂一蝶氏の講演がありました。

話し上手の先生方に話すのは、気が引けると枕で語った一蝶師匠の話は、思い当たる節も多くあり会場は笑いに包まれました。交流会では開催地の滋賀を代表して、私の持論である「校長先生が元気な学校は教職員が元気。教職員が元気な学校は子どもが元気」というフレーズを用い、「教育長が元気な都市は、子どもも学校も地域も元気、近畿はもとより日本の教育向上を目指し、教育長はともに頑張ろう」と呼びかけ、乾杯の音頭をとらせていただきました。

次に、5月9日の朝刊各紙に大津市教育委員会が「スクールミーティング」

を初めて開催したことが報道されました。大津の「いじめ」が社会問題化したこともあり、見出しは「いじめ防止へ学校訪問開始」、「市長らいじめ対策聞く」、「小中学校との密な連携」でした。記事は6月末までに教育委員と教育長が分担して89校・園の声を聞くとして、初日に市長と教育長が中学校を訪問したことを載せていました。

草津市は、これまで教育委員が分担して学校等を訪問してきましたが、昨年からは教育委員が全員で訪問し、学校長だけでなく教職員や地域の関係者も同席して意見交換をする方法を試みています。教育委員が多様な形態で現場の実態を把握することは大切であり、今後も工夫を凝らして実施したいと思います。

次に、私は毎年5月から6月にかけて、全ての学校の授業を参観していますが、教育長に就任した5年前に比べ、学校は落ちついてきたというのが率直な実感です。教育予算の増額で学習環境が充実したこともありますが、落ちつきの要因は、教員の授業力向上の取組をはじめとして、子どもたちの学ぶ意欲を引き出すために、教育委員会と学校が取り組んでいる教育施策によるところが多くあります。子どもたちの知・徳・体にわたる学力の向上をめざし前を向いて進みたいと思います。

大津市の話題が続きますが、5月10日の朝刊各紙に、「大津・教育長市長の指揮下に反対」、「教育長は首長の部下、に反対」、「教育委員長はチェック機能重要」などの見出しがついた記事が掲載されました。越直美市長が教育委員会制度と関わって、「教育長は首長の指揮下におくべき」と主張していることに、富田眞教育長は「教育委員会は第三者的な役割を担っており、教育長が首長直属の部下になることは反対」と述べたことを報道したものです。御存じのとおり、このテーマと関わって、私は平成23年12月2日発行の「内外教育」誌で、「教育委員会への政治介入を盛り込んだ、大阪維新の会の教育基本条例案をどう思うか」との問いに対し、「首長が変わるたびに教育方針が変わるのはだめで、教育は長い目で見ていくことが大事」と応えたことが掲載されています。

4月15日に、「教育再生実行会議」が提言した「教育委員会等のあり方について」の中で、「関係者のたゆまぬ努力と相互の緊密な意思疎通により、適切な教育行政が行われている地方公共団体があることも事実ですが」としたうえで、国・都道府県、市町村の役割を明確にして権限を見直すことが明記されています。教育行政や学校運営と関わって、保護者や地域住民の意向を反映させることは大切ですが、大津や大阪の問題を念頭にした制度改革は問題の本質をそらすことになりかねません。言うまでも無く教育は政治的な中立性や継続性、安定性が大切であります。教育長への権限一元化は、現行制度の長所と課題を明確にした検討が求められます。

政治信条や教育観を異にする全国1,700人余りの首長が、てんでに教育施策を展開すれば、子どもたちや日本の未来はどうなるのか危惧します。「中教審教育制度分科会」の審議を注視しつつ、国民世論の高まりを期待して報告を終わります。

小西委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの教育長報告の中にもございましたが、委員全員が出席いたしました滋賀県都市教育委員会連絡協議会定期総会での議事や講演内容につきまして各委員より所感をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

村山委員

先ほど教育長からもお話がありました、先日野洲市で行われました滋賀県都市教育委員会連絡協議会に私も出席してまいりました。総会後の講演会において県立野洲高校のサッカー一部監督、山本佳司先生のお話を聞いてまいりましたが、先生のお話はテンポもよく、とてもエネルギッシュで聞く人の心を取り込む力というものをすごく感じました。その中で特に印象に残ったのは、「誰がどう見ても無理だと思うことも、まずは強く願うこと。本気で目指そうと強く思うことから始まる。」という言葉でした。教育長のお話にもありましたように、先生の教えておられる野洲高校サッカー部は2005年に全国高校サッカー選手権で日本一になられたわけですが、先生が野洲高校に赴任された当初、サッカー部は部員数ぎりぎり、練習に現れるのは5、6人という状態だったそうです。

その状態で日本一にすると宣言されて、7年後に見事にそれを実現させたわけですね。本気で願って本気で努力すれば夢はかなうということを実践されたということで、そのエネルギーの原点は大学卒業後に留学されたドイツでの経験が大きいということでした。現地の子どもたちが口ぐちに世界一を目指すと言っているのを聞いて、「日本はこんなことでいいのか、世界に目を向けないとあかん。」と思われたということをおっしゃっていました。

私はこの講演を聞いて草津の子どもたちも是非夢を大きく、志を高く持ってほしいと改めて強く思いました。その際、教育に関わる者として、また一人の親として私たちにできることは、子どもたちが夢をかなえる力を育てることなのではないかと思えます。常に広い視野をもって自分の未来を信じて夢に向かって努力する力を育てる教育、それこそが私たちの目指すべき教育の原点であり、同時に到達点なのではないかと改めて感じた講演会でした。

小西委員長

ありがとうございました。ほかに。はい、どうぞ。

馬場委員

今、村山委員がおっしゃったように山本監督の話を聞いていて、リーダーとして今現在努力をされているかたがたが聞かれても、そして、これから先、リーダーとなっていられる方が聞かれても、そしてまた、リーダーと関係なく、人としてどのように人と関わって生きていくのかという点において聞かせてもらっても、非常に元気のでるお話だなと思いました。また、日本一になられたけれども、日本一になるまでは何とか目標があるけれども、それを続けていくほうの大変さを私は特に感じました。大変良いお話でした。

小西委員長

ありがとうございました。ほかにございますか。はい、どうぞ。

麻植委員

山本監督のお話ですが、私自身も箏の演奏家でありますので、指導する立場というのは共通のものを感しました。本人が強く願わなければ、幾ら指導者が引っ張ろうと思っても無理なのですね。本人たちが強く願えるようにしてあげる土壌を、教育者であったり、周りの大人、保護者も含め、支えてあげたり願えばかなうということ信じさせてあげられる、そういった社会をつくることも、とても大事なんじゃないかなと思いました。

どうしても指導するという立場で、引っ張りあげようとする、それが体罰に発展することにもなりかねませんが、そうではなく、本人たちが自ら望んで、自ら努力するため、本人たちの気持ちをどのように持っていくかということが指導力の中に求められると思います。これは教職の部分でも全く同じなんじゃないかなと。馬場委員もおっしゃられたように、あらゆる人たちがあの講演で得るものがあつたのではないかと思うことができる講演でした。ありがとうございました。

小西委員長

ありがとうございました。それでは、私も参加させていただきましたので、一言申しあげます。

私も高校サッカーの山本先生の講演について少し申しあげます。

とにかく実績のある山本先生の話には説得力がございました。特に体罰に関してですが、スポーツはまず選手ありきということを申されました。そして「サッカーの専門家でない自分だからこそ、自分の経験だけでは物事を凶れず、選手の反応を観察しながら指導をした。それが試行錯誤につながって、うまくいかないときでも、その不満や怒りの矛先が選手に向かわず自分にそれでいいのかと問いかけられたのです。」という言葉が非常に印象に残りました。私たちのレイマンによる教育委員会という組織も、また、今あちこちで話題になっております第三者委員会、こういうものも同じだと思うのですが、専門家は非

常に大切です。専門家の御意見を聞きながらということですが、必ずしも専門家だけが全てではなく、広範な考え方、思考に基づいて物事を進めていかなければならないなというように考えさせられた次第です。

以上です。

それでは、教育長報告につきましてはこれで終わらせていただきます。

—————日程第5—————

小西委員長

次に日程第5、付議事項、「議第23号、草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

幼児課長

それでは、「議第23号 草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」を子ども家庭部幼児課の田中から説明させていただきますので、議案書の2ページから6ページを御覧ください。

「草津市幼稚園教育整備審議会」につきましては、幼稚園教育の整備および進行に関する事項についての調査、審議に関する事務を担っておりまして、具体的には市として公立幼稚園の定員等に関する審議・答申を行ってまいりました。

昨年8月に公布されました、いわゆる「子ども・子育て関連3法」のうち、「子ども・子育て支援法」の規定に基づき「草津市子ども・子育て会議」が設置されることとなりますが、同会議は、従来の「草津市次世代育成支援対策協議会」の名称等の変更を行うことにより設置される予定でございます。

「子ども・子育て支援法」第31条第2項等の規定により、「子ども・子育て会議」を設置する場合は、公立幼稚園等の「特定教育施設」における定員等について意見を聞くこととなっておりますので、「草津市幼稚園教育整備審議会」と担任する事務が重複いたしますことから、同審議会の廃止を行おうとするものでございます。

なお、今回の条例案は、平成25年6月定例草津市議会に提案され、議決のうえ、7月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

小西委員長

ただいまの説明につきまして、なにか御意見、御質問はございませんか。

各委員

— 特になし —

小西委員長

意見もないようですので、議第23号については意見なしとして市長に回答いたします。

次に、「議第24号 草津市立草津アミカホール条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

はい、どうぞ。

生涯学習課長

「議第24号 草津市立草津アミカホール条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」を、生涯学習課の堀田より説明いたします。

今回のこの条例改正は、利用料金制度の導入と条例で定めなかった時間の使用料金の設定となります。現在アミカホールは指定管理者のもとで使用料は市の歳入となっておりますが、利用料金制度を導入いたしますと、アミカホールの使用料が指定管理者の収入となり、今まで使用料と言っていたところを利用料金という形で読み替えることとなります。

それでは新旧対照表に基づき、説明させていただきますので11ページをお開きください。11ページの左側が新条例となります。第4条の2、下線の引いているところで、今までアミカホールの許可、それからその反対に制限につきましては教育委員会が定めておりましたが、利用料金制度を導入いたしますと、その部分が指定管理者となりますことから、第4条の2に書いてありますとおり、「教育委員会とあるのは指定管理者と読み替えるものとする。」となります。

次に12ページをお開きください。アミカホールの使用料を市がいただいていたときは、使用料という呼び方をさせていただいておりましたが、利用料金制度を導入いたしますと、指定管理者の収入となりますことから、使用料という言葉から利用料金という言葉に変わりますので、この説明をこの第9条でさせていただきます。

次に、13ページの真ん中あたりに別表となっておりますが、こちらにつきましては、使用区分にありますように、今まで、午前、午後、夜間や全日という形で時間設定をさせていただいておりましたが、例えば午前と午後の間でしたら12時から13時までの1時間が空いておまして、この時間帯は料金を設定しておりませんでした。この時間帯も利用したいという利用者の声も多

いことから、下線を引いております備考6の(1)に記載のとおり、「12時から13時までの間に使用した場合、午前の使用区分に係る使用料の3割に相当する額」としており、全てこの1時間の部分は御利用される使用区分のひとつ前の使用区分に係る金額の3割という設定をさせていただいております。

以上になります。どうぞ御審議のほどよろしく願いいたします。

小西委員長

はい。ただいまの説明につきまして、なにか御意見、御質問はございませんか。

はい、どうぞ。

麻植委員

今の説明は14ページまでなのですが、その後アミカホール条例が15ページから19ページまでございますが、これに関する質問はここでさせていただいてもよろしいでしょうか。

生涯学習課長

はい。

小西委員長

はい。

麻植委員

それでは、18ページの備考の欄についてお尋ねしたいと思っております。

4番の使用者の住所、云々と書いてあるところですが、「草津市、守山市、栗東市、または野洲市以外であるときは、」という記載になっていますが、これは相互主義という考え方に基づいて、草津市の住民の方が、この他市の施設を利用される場合も優遇措置がとられているのでしょうか。

小西委員長

事務局、回答してください。

生涯学習課長

生涯学習課の堀田です。この4番につきましては、平成16年11月に「公の文化・スポーツ施設および公民館の使用料金の改正に係る覚書」というのを、草津市、守山市、栗東市、野洲市で交わさせていただいておりまして、その覚書の中に、草津市でしたらアミカホールや体育館等の名前が入っておりまして、記載されている施設は、草津市の方でなくても同じ料金で使用できるという形になっておりますので、反対に草津市の方が、例えば守山市の中央公民館等を使われるのであれば、同じように守山市の住民の方と同じ金額で利用できるという形の覚書になっております。

小西委員長

はい。

麻植委員 その覚書はどこに置いているとか、市民がこういう情報を知り得て、優遇措置を受けられることができるように広報的なものはされているのでしょうか。

小西委員長 はい、事務局。

生涯学習課長 生涯学習課の堀田です。アミカホールのホームページと、アミカホールのカラー刷りのパンフレットには、料金表を掲載しており、その一番下に、先ほど説明しました内容を備考として記載しております。現在は、この2つの広報だけになっております。

小西委員長 はい。

麻植委員 例えば草津であれば、アミカホールや体育館というように名前を挙げてくださっていましたが、例えば守山市でしたらどの施設、栗東市であればどこといったような詳しい情報は何も載っていないということでしょうか。

小西委員長 はい、事務局。

生涯学習課長 生涯学習課の堀田です。その点はおっしゃるとおりです。個々の施設によっては、対応いただいている施設もあるかもしれませんが、アミカホールとしては当施設に関連する部分のみを記載させていただいております。

小西委員長 はい、どうぞ。

麻植委員 せっかくそういった相互主義という考え方のもとで覚書も交わされたのであれば、そういう恩恵を市民の方が受けられるように、もう少し情報が届くような形を考慮していただきたいと思っております。

 どうぞよろしく願いいたします。

 もう1点、次の備考5ですが、舞台練習等のために舞台のみの使用するときの使用料という形で、減額の対策を取っていただいておりますが、草津市では、例えばスポーツに関しては国体や、その他の大会に行く場合は応援という意味で奨励金を設けてられていますが、アーティストに関しては、そういった措置がとられていないように感じます。

 例えば、創造館ですとステージトレーニングという制度が設けられています。ステージが1週間前か15日前か、記憶にちょっとないのですがけれども、そこ

までステージが借りられていない場合は、低料金で個人的にステージを借りられます。例えばコンクールに出るといった本番さながらの練習をしたいというときに、ステージトレーニングという方法をとっていただくのはすごくありがたい制度でした。そういう個人的なものへの応援といった措置も少し検討していただければありがたいなと思っています。

また、アミカホールの申し込み方法について少しお伺いしたいのですが、先着順や抽選とか、ホールによってまちまちですが、アミカホールはどのようになっていますでしょうか。

小西委員長

はい、事務局。

生涯学習課長

生涯学習課の堀田です。まず激励に関する御質問ですが、草津の場合は国民文化祭に出演いただくときにだけ、それがスポーツでいえば国体に当たるという考えのもと、激励金をお渡しする形になっております。

創造館のステージトレーニングにあたる利用料金の減免制度はアミカホールではまだ設けてはおりませんが、創造館も今後草津市に移管されるという話が出ている中で、創造館をいただいた場合、創造館とアミカホール等を含めて利用が少ない部分について、減免制度も考えていきたいと考えております。

あと、アミカホールの申し込みにつきまして、ホール、リハーサル室及び楽屋は使用される日の6か月前の属する月から申し込みをさせていただいて、それ以外の部屋は使用日の3日前の日から受け付けをさせていただいております。それと、申込多数の場合は全て抽選とさせていただいております。なるべく混雑しないような状態に対応をさせていただいております。

以上です。

小西委員長

はい、どうぞ。

麻植委員

もう1点、社会教育関係団体というものに対しての優遇というのはあるのでしょうか。また、この団体に入るための規定があれば少し教えていただけたらと思います。

小西委員長

はい、事務局。

生涯学習課長

生涯学習課の堀田です。アミカホールや各公民館を社会教育関係団体がお使いになる場合ですと、公民館でしたら使用料は免除、アミカホールにつきましては使用料が5割減免という形になっております。あと、社会教育関係団体に

については、登録制になっておりますので、登録したいと思われる方は生涯学習課のほうに規約の写しや役員名簿、収支決算書等を出していただきますが、団体の構成員が7人以上で、かつ過半数以上が草津市に在住もしくは在勤、または在学されている団体という決まりもございます。

以上です。

麻植委員

ありがとうございました。

小西委員長

よろしいですか。ほかに質疑、御意見はございませんか。

各委員

— 特になし —

小西委員長

ほかにはもうないようですので、議第24号については、意見なしとして市長に回答いたします。

次に、「議第25号 草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

幼児課長

幼児課の田中でございます。続きまして、「議第25号の草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則案」につきまして、御説明させていただきますので、議案書の19ページから23ページを御覧ください。

先ほど、議第23号で御説明させていただきました「子ども・子育て支援法」の規定に基づく「草津市子ども・子育て会議」の設置に伴う「草津市附属機関設置条例」の一部改正により、同様の事務を担います「草津市幼稚園教育整備審議会」の廃止とあわせまして、草津市教育委員会附属機関運営規則につきましても、同審議会の項を削除しようとするものでございます。

以上でございます。

小西委員長

はい。ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

各委員

— 特になし —

小西委員長

意見もないようですので、議第25号は、原案どおり可決いたします。

次に、「議第26号 草津市立少年センター条例施行規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

「議第26号 草津市立少年センター条例施行規則の一部を改正する規則案」について、生涯学習課の堀田が御説明いたします。

平成25年3月31日付で草津市市民参加条例が施行されましたことに伴いまして、今まで市の職員等を委員とさせていただいておりましたが、その部分を公募委員に変更させていただくための規則となっております。26ページをお開きください。

こちらの新旧対照表ですが、左側に改正後の少年センターの条例施行規則を載せております。第7条の(3)は今まで市の職員となっておりますが、ここの部分を公募による市民に改正させていただきました。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

小西委員長

はい。ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

各委員

— 特になし —

小西委員長

意見もないようですので、議第26号は、原案どおり可決いたします。

次に、「議第27号 草津市立教育研究所規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

学校教育課長

「議第27号 草津市立教育研究所規則の一部を改正する規則案」について学校教育課の糠塚が御説明申し上げます。

議案書の31ページと36ページを参考に御覧ください。

これまで草津市立教育研究所運営委員会につきましては、草津市立教育研究所規則ならびに草津市立教育研究所運営委員会運営要綱に基づき運営してきたところですが、このたび草津市市民参加条例が施行されたことに伴い、規則において定めておりました同運営委員会の委員を見直すものであります。33ページを御覧ください。そちらに新旧対照表がございますので御確認ください。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

小西委員長

はい。ただいまの説明につきまして、なにか御意見、御質問はございませんか。

各委員

— 特になし —

小西委員長

意見もないようですので、議第27号は、原案どおり可決いたします。

次に、「議第28号 草津市中学校スクールランチ検討委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

スポーツ保健課長

スポーツ保健課の高岡でございます。「議第28号 草津市中学校スクールランチ検討委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて」議案書37ページから御説明を申しあげます。

1枚めくっていただきまして38ページになりますが、草津市教育委員会附属機関運営規則第2条の規定によりまして本委員会の議決を求めるものでございまして、委員の構成につきましては下記の表のところでございます。区分ですが、学識経験を有する者、公募市民、関係行政機関の職員、PTAを代表する者、その他教育委員会が必要と認める者の合計10名の者を委嘱および任命するということで、お願いするものでございます。

簡単ではございますが、よろしく願いいたします。

小西委員長

はい。ただいまの説明につきまして、なにか御意見、御質問はございませんか。

各委員

— 特になし —

小西委員長

意見もないようですので、議第28号は、原案どおり可決いたします。

次に、「議第29号 草津市通学区域審議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

はい、どうぞ。

学校教育課長

「議第29号 草津市通学区域審議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて」を学校教育課の糠塚が御説明申しあげます。

議案書の41ページ及び44ページを参考に御覧ください。

通学区域審議会委員につきましては、草津市通学区域審議会設置条例第3条第2項の規定により、委員を委嘱しているところであります。このたび、選出していただいております団体におきまして、役職の交代がなされたため委員の委嘱替えを行うものであります。

42ページを御覧ください。まず、第2号委員の二人の方につきましては、草津市PTA連絡協議会における役職の交代によるものです。第3号委員2人

の方につきましては、草津市校長会ならびに草津市園長会における代表者の交代によるものです。第4号委員、3人の方につきましては草津市自治連合会の役職交代によるものでございます。

委嘱期間につきましては、条例第5条第1項の規定により前任者の在任期間の平成26年12月26日までとなります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

小西委員長

はい。ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

各委員

— 特になし —

小西委員長

意見もないようですので、議第29号は、原案どおり可決いたします。

————— 日程第6 —————

小西委員長

それでは、日程第6、「報告事項」に入ります。

事務局より順に続いて御報告願います。

教育総務課長

報告事項（1）草津市教育に関する事務の点検および評価の実施に関する要綱の一部を改正する要綱について、教育総務課の山本から御説明を申し上げます。

報告書の2ページ、3ページを御覧ください。

当該要綱は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づいて教育委員会が行う事務の点検及び評価を実施するために必要な事項について定めたものでございます。

まず、第5条の点検評価を推進するための実施会議の委員でございますが、去る4月1日付の人事異動で、下線部のとおり教育部副部长（学校給食担当）、教育部副部长（街道交流担当）、教育部副部长（学校教育担当）の3名が変更となり、計11名とさせていただきます。

また、実施会議の副会長につきましては、3ページに記載されているとおり、要綱では教育総務課長でございましたが、今回教育部副部长（学校教育担当）に変更させていただきましたのでよろしくお願い申し上げます。

以上です。

小西委員長

続いてお願いします。

教育施設整備室長

報告事項の（２）番でございます。（仮称）老上第二小学校建設工事に伴う基本設計・実施設計業務委託簡易公募型プロポーザル審査委員会設置要綱について、教育施設整備室の吉川から説明を申し上げます。

こちらにつきましては新たに新設いたします老上第二小学校の基本設計・実施設計を委託するに当たりまして、簡易公募型プロポーザル方式により業者選定を行うために平成２５年５月２３日に実施の告示をさせていただいたところでございます。

この業者の提案の審査をするに当たりまして、委員会を設置する要綱を定めようとするもので、全体で７条から構成しておりまして、第１条には委員会の設置、第２条には委員会の所掌事務、第３条には委員の構成、第４条には会議、第５条には関係者の意見の聴取、第６条には事務局を教育委員会事務局教育施設整備室に置くこと、第７条には委任事務を定めております。

施行期日につきましては平成２５年６月１日としておりまして、効力は平成２６年３月３１日までといたします。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

小西委員長

次、お願いします。

スポーツ保健課長

スポーツ保健課の高岡でございます。報告事項の（３）番、第１６回草津市民スポーツ・レクリエーション祭の開催について報告書の６ページから御説明を申し上げます。

草津市民スポーツ・レクリエーション祭につきましては各学区・地区の体育振興会が中心に企画運営をしていただいているものでございまして、生涯スポーツの普及・発展、市民の健康促進に寄与するために開催をしているものでございます。

期日のほうが６番でございますが、平成２５年６月９日（日）、７番、会場が草津市立の野村運動公園のグラウンドと市民体育館で行います。種目につきましては１０番でございますが、いわゆるニュースポーツというものを中心に開催をさせていただく予定でございます。なお、雨天の場合につきましては学区・地区対抗種目の３番の大縄跳びと４番のディスコンのみを体育館で開催することにしております。

続きまして、報告事項（４）の第４回草津市減災シンポジウムにつきまして、報告書の１１ページを御覧ください。

草津市の減災シンポジウムにつきましては、市長部局の危機管理課で開催をしていただいておりますが、年々学校防災に関する取組が注目されております。

すことから今回の第4回から教育委員会も危機管理課と共催ということで開催するものでございます。開催の日時でございますが、平成25年6月15日（土）の9時半から12時まで、会場が草津市役所2階の特大会議室でございます。内容につきましては京都大学防災研究所の矢守教授の講演会、それから事例発表ということで、渋川学区、老上学区、玉川学区の3学区の事例発表、そして5番の説明でございますが、「9 years plan」と申しまして就学前の3年間、幼稚園・保育所等の3年間と、小学校の6年間の9年間で防火・防災教育を取り組んでいくということで湖南広域消防局が昨年度から取り組まれたもので、この説明ということになっております。

なお、今回の参集範囲につきましては、学校現場のほうにも担当職員、教職員の皆さんに御参加をいただけるように周知をいたしまして、実りある講演会になるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、(5)番の平成25年度草津市立各小学校運動会の日程につきまして、資料はございませんけれども、口頭で御説明申し上げます。

今週末の6月1日（土）でございますが、草津第二小学校と常盤小学校の運動会が開催される予定でございます。草津第二小学校が8時40分から、常盤小学校が8時50分から。雨天の場合はいずれも翌日の6月2日に順延されるということでございます。教育委員の皆様におかれましては、御参加いただける場合はスポーツ保健課のほうまで御連絡をいただきたいと思います。

なお、例年の運動会につきましては9月下旬から10月上旬に開催されるということでございますが、これは改めて8月の定例の会議のときに一覧表にして御案内を申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

小西委員長

引き続きをお願いします。

まちづくり協働課長

まちづくり協働課の木村でございます。平成24年度に補助執行をいたしました公民館活動の実績につきまして、御報告させていただきます。

まず、1番目の職員現員表でございますが、平成24年度は課長以下86名でございまして、前年と比べまして1名減でございます。2番目の職員業務分担表でございますが、これにつきましては副参事以下7名で、公民館の管理運営に関することを担当させていただきました。

それから、各公民館の状況でございますが、志津公民館以下13館ございまして、1館当たり館長を含め6名でございまして、計78名となっております。公民館の行う各種事業の企画実施に関することにつきましては、この78名で

担当し、実施いたしました。

次に、平成24年度に実施した公民館講座の一覧表でございます。平成24年度は実施回数471回、受講者数は1万5,306人でございます。

次に、各公民館における講座実施回数の一覧表でございます。志津公民館から常盤公民館まで13館で、やすらぎ学級、教養文化講座、まちづくり講座、人権講座、わんぱくプラザ事業、高齢者等つどい推進事業等合計471回開催させていただきました。今後は、高齢者等つどい推進事業とわんぱくプラザ事業を合同で開催することや、他の自主活動団体との交流事業などを実施する中で、世代間交流、地域間交流を更に推進してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

小西委員長

はい、次、お願いします。

教育総務課長

最後に報告事項(7)、寄付受入れ報告につきまして教育総務課の山本が御説明申しあげます。

まず、株式会社京都銀行様から市内の公立小中学校に対しまして、リサイクルトイレットペーパーを御寄付いただきました。続きまして、老上中学校PTA様から老上中学校に対しましてポスタープリンター、ポスタープリンター用コート紙、体育館ストーブ、パイプイス等を御寄付いただいております。そして尾形淳様から山田小学校に対しましてはアップライトピアノを、また志津南小学校に対しましては平成24年度保護者様からテント、ステージステップ等を御寄付いただいております。最後にアトム文庫様から渋川小学校に対しましてクラビノーバを御寄付いただいております。

以上でございます。説明を終わらせていただきます。

小西委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの報告事項につきまして、御質問等はございませんか。

はい、どうぞ。

麻植委員

報告事項(3)番と(6)番のところで質問させていただこうと思いますが、まず報告事項(3)の、第16回草津市民スポーツ・レクリエーション祭の実施要綱の件でちょっとお伺いしたいと思います。草津の教育振興基本計画の中でも、地域に豊かな学びをつくるという大きな目標を掲げられており、16回も継続しているということは、たいへん喜ばしいことだと思いますが、毎年何名ぐらいの参加があるのでしょうか。

小西委員長

はい、事務局どうぞ。

スポーツ保健課長 スポーツ保健課の高岡でございます。去年は大体1,000名程度の参加、過去多い時ですと、1,200名程度の参加でございました。

麻植委員 ありがとうございます。あと、期日ですが、例年6月に開催されているような記憶があるのですが、これは何か決まっていることなのでしょうか。

スポーツ保健課長 スポーツ保健課の高岡でございます。その他のスポーツ事業との調整もございまして、このスポーツ・レクリエーション祭につきましては毎年6月の第2日曜日に開催することとしております。

 以上でございます。

麻植委員 ありがとうございます。

小西委員長 よろしいですか。どうぞ。

麻植委員 報告事項（6）の件でお伺いしたいと思います。平成24年度補助執行をした事務の実績報告書ということでしたが、その中で、まちづくり協働課のほうで担当いただいている補助執行ということを少し詳しく教えていただきたいと思ひます。

小西委員長 担当課、お願いします。

まちづくり協働課長 まちづくり協働課の木村でございます。公民館につきましては本来、教育委員会の所管ということで教育委員会に執行していただくのが本来でございますけれども、公民館については一方で市民センターということで、市長部局側の事務である証明書の発行といった業務も行っております。

 ですので、一定公民館業務につきましても、まちづくり協働部のほうで執行させていただくということで教育委員会の部分を補助執行させていただいているということでございます。

麻植委員 よろしいでしょうか。

小西委員長 はい、どうぞ。

麻植委員 補助という言葉ですので、例えば教育委員会のほうとの連携についてはどの

よくなっているのでしょうか。

まちづくり協働課長

公民館につきましては、毎月1回市民センターの所長を集めまして、所長会議という会議をさせていただきます。そこで運営状況などを話し合っているのですが、そのときに生涯学習課のほうからも来ていただいておりますし、年度当初に公民館の基本方針等を生涯学習課のほうから説明をいただき、その方針に基づいてそれぞれ講座等をしていただくということになっております。

小西委員長

はい、どうぞ。

麻植委員

13ページの公民館の補職者の欄で、館長以下嘱託職員の名前が挙がっている公民館と、副参事や専門員の方がおられたり、嘱託員さんの人数が違うところもあるのですが、このそれぞれの差についてはどのようなになっているのでしょうか。

まちづくり協働課長

まず、各市民センターのところですけども、職員は6名おります。そのうち1名が館長でございます。館長につきましても正規の市職員と、OBの再任用の職員の方がおられます。再任用の職員が所長になっているところにつきましては、副所長として正規の職員を配置しております。その違いがあるということでございます。

嘱託職員と専門職員さんにつきましては、週30時間の勤務時間ということになっております。

以上でございます。

麻植委員

ありがとうございます。よろしいですか。

小西委員長

はい、どうぞ。

麻植委員

今の公民館というか市民センターについては、協議会の事務所も兼任されていると思いますが、私も常盤学区の協力者ということでコーディネーターとして記念事業にも関わらせてもらっているのですが、本当に事務所のかたがたは大変な業務をされていますし、この職員数についてはそれに関わって増員するとかそういった対応をされているのでしょうか。

まちづくり協働課長

今資料のほうに、報告させていただいたのは24年度ですので、この6名

のうち3名の方が一部まちづくり協議会の事務に携わっていただいていると
いうような状況でございました。

今年度から6名のうち、1名につきましては地域のほうで雇用していただく
という形になりまして、その方が基本的には専属でまちづくり協議会の業務を
していただいております。残り5名については公民館業務をしていただいている
ということになります。また、今のところ担当1名の方だけで、全てまち
づくり協議会のことが増えるということではないので、5名の方につきましても
随時協力していただいているというところでございます。

麻植委員

ありがとうございます。それでは15ページの表についてお聞きしたいと思
うのですが、この中では講座名が6つ挙がっています。それで各公民館で開催
されている講座数もばらばらです。この表からどういうことを読み取ればい
いのかお伺いできたらと思います。

まちづくり協働課長

まず、講座のほうの分類でございますけれども、実は各公民館のほうの講
座につきましてはそれぞれが市役所の中の計画に位置づけられております。
例えばやすらぎ学級ですと、高齢者の集いにつきましてはこれは高齢者福祉
計画の中で、そういった講座を公民館で開催しなさいということも位置づけ
ておりますし、人権講座につきましては人権の計画で位置づけられていると
いうことでございます。

あと、この中で文化・教養だけは位置づけがないので自由とさせていただ
いているところでございます。ほかの講座につきましてはそれぞれ位置づけがご
ざいますので、必ず何回以上やってくださいというルールづけがありますので、
そういった中で開催していただいております。

あと、各市民センターによって講座回数が違うのは、これはそれぞれ所長が
おられますので、そちらのほうで内部の嘱託さんと地域のかたがたとお話し合
いをしながら、何回しようということを決めておられますので、多少、館によ
って講座数が違うというところでございます。

麻植委員

よろしいでしょうか。

小西委員長

はい、どうぞ。

麻植委員

了解しました。それでは、16ページですが、今も少しお話の中にありまし
たが、5つの講座というのはまちづくり協働課のほうで考えられていると理解
してよろしいでしょうか。

まちづくり協働課長 まちづくり協働課というよりも、それぞれのセンターで考えてやっていた
だいているということでございます。

麻植委員 済みません。講座名や学級に対して挙がっている、やすらぎ学級や教養・文
化講座など、この5つの項目というのはまちづくり協働課で決めているのでし
ょうか。

まちづくり協働課長 まちづくり協働課のほうで予算のときに一応分類というかルールづけをし
て決めております。

小西委員長 はい、どうぞ。

麻植委員 この草津市教育振興基本計画の冊子の中の、例えば15ページの「生涯学習
の現状と課題」、「本市には地域の生涯学習の拠点として学区に公民館が設置
されている」とか、例えば21ページには「基本方向の第三は、地域に豊かな
学びを創る。」と記載されており、また36ページの「地域に豊かな学びを創
る」、「ア) 生涯学習の充実」において、「公民館等での生涯学習活動を活性
化していきます」というように位置づけられておりますので、生涯学習の活性
化という面からも、もう少し教育委員会が積極的に関わっていただければ
とありがたいなと感じました。

 最後に一点ですが、文化教養講座の実施回数が9で、実績額が7万円とクリ
アな数字になっていますが、これは講師の謝礼、報酬というのは一律決まっ
ているのでしょうか。

まちづくり協働課長 講師の謝礼につきましては、一応まちづくり協働課のほうで目安として教
養・文化講座につきましては7,000円ということで基準は示させていただ
きますので、そういったことで7万円になっています。基本的にこの講座を
する場合は、講師謝礼と消耗品、また、どこかへ出かける場合は旅費が必要
になってきますので、予算的にはその三つが主な使い道になってきます。

麻植委員 済みません。それでは文化・教養の講座の講師以外の報酬も同じ7,000
円かということをお聞きしたいのと、消耗品もあるとのことですが、7万円と
いうふうにしてきれいに割り切れているのが、何かほかの額が一桁まであるの
にちょっと不自然のような感じがしたので伺いたいのですが。

まちづくり協働課長

一応、報酬につきましては今まで実績の関係で人権につきましては一人1万円ですとか、高齢者の集いにつきましては6,000円ですとか、そういったことで基準は定めさせていただいております。7万円の内訳でございますけれども、講師謝礼として5万6,000円、消耗品として1万4,000円でございます。

麻植委員

了解いたしました、ありがとうございます。

小西委員長

よろしいですか。

麻植委員

はい。

小西委員長

報告事項に関してほかに何かございますか。

各委員

— 特になし —

小西委員長

それでは、報告事項につきましては以上で終わらせていただきます。そのほかのことで御意見等はございませんか。

はい、どうぞ。

麻植委員

先ほど、協議会の中でタブレットに実際触らせていただきました。それと子どもたちが渋川小学校で利用している様子もを見せていただいた中で、子どもたちがいきいき楽しく学んでいる様子を見てとれたこと、また、実際触らせてもらって本当にこれが学びの中でうまく利用していってくれることは本当にありがたいことだと実感させていただきました。ありがとうございました。

小西委員長

よろしいですか。

それでは、これもちまして5月定例会を終わらせていただきます。

次回は6月28日（金）午後2時30分から定例会を開催する予定ですので、よろしく願いいたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時16分